

学校感染症と出席停止について

学校感染症（下記参照）と診断された場合は、感染症拡大予防のため学校保健安全法（第 18 条、19 条）により、学校は出席停止の措置を講ずることとされておりますので感染症と診断されましたら学校へご連絡願います。この出席停止期間は欠席日数には入りません。

★ 感染症が治癒し、登校する際には、以下の書類を学校（保健室）に提出して下さい。

（上田染谷丘高校HPよりダウンロード）

- * インフルエンザの場合・・・「治癒報告書」 保護者の方が記入。
- * 新型コロナウイルス感染症の場合・・・「出席停止期間終了報告書」 保護者の方が記入。
- * インフルエンザ、新型コロナウイルス以外の感染症・・・「登校許可書」 医療機関（主治医）が記入。

（参照） 学校感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	病名	出席停止の基準
第一種	下記（※）参照	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）は除く）	発症後 5 日、かつ解熱後 2 日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 （溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、ウイルス性肝炎、手足口病 など）	必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとる事ができる感染症

（※）第一種感染症 エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱ジフテリア、急性灰白髄炎、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）